

〔問 1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 最高裁判所は、労働基準法第39条に定める年次有給休暇権の成立要件に係る「全労働日」(同条第1項、第2項)について、次のように判示した。

「法39条1項及び2項における前年度の全労働日に係る出勤率が8割以上であることという年次有給休暇権の成立要件は、法の制定時の状況等を踏まえ、労働者の責めに帰すべき事由による欠勤率が特に高い者をその対象から除外する趣旨で定められたものと解される。このような同条1項及び2項の規定の趣旨に照らすと、前年度の総暦日の中で、就業規則や労働協約等に定められた休日以外の不就労日のうち、労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえないものは、不可抗力や使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日等のように当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものは別として、上記出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に A と解するのが相当である。

無効な解雇の場合のように労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかった日は、労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえない不就労日であり、このような日は使用者の責めに帰すべき事由による不就労日であっても当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものとはいえないから、法39条1項及び2項における出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に A というべきである。」

2 小売業、飲食業等において、いわゆるチェーン店の形態により相当数の店舗を展開して事業活動を行う企業における比較的小規模の店舗においては、店長等の少数の正社員と多数のアルバイト・パート等により運営されている実態がみられるが、この店舗の店長等については、十分な権限、相応の待遇等が与えられていないにもかかわらず労働基準法第41条第2号に規定する「監督若しくは管理の地位にある者」(以下「管理監督者」という。)として取り扱われるなど不適切な事案も見られることから、平成20年9月9日付け基発第0909001号通達「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」が出されており、同通達によれば、これらの店舗の店長等が管理監督者に該当するか否かについて、職務内容、責任と権限、勤務態様及び賃金等の待遇を踏まえ、総合的に判断することとなるとされており、このうち「賃金等の待遇」についての判断要素の一つとして、「実態として長時間労働を余儀なくされた結果、 B において、店舗に所属するアルバイト・パート等の賃金額に満たない場合には、管理監督者性を否定する C となる」ことがあげられている。

選択肢

- ① 安全委員会若しくは衛生委員会
- ② 影響を与えない
- ③ 影響を与えるもの
- ④ 衛生委員会
- ⑤ 衛生委員会若しくは安全衛生委員会
- ⑥ 勧奨する
- ⑦ 考慮要素
- ⑧ 参 考
- ⑨ 産業医
- ⑩ 時間単価に換算した賃金額
- ⑪ 指示する
- ⑫ 指導する
- ⑬ 重要な要素
- ⑭ 総賃金額
- ⑮ 含まれない
- ⑯ 含まれるもの
- ⑰ 平均賃金額
- ⑱ 補強要素
- ⑲ 命ずる
- ⑳ 役職手当額

第46回(平成26年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

- (1) 合格基準
本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。
① 選択式試験は、総得点26点以上かつ各科目3点以上(ただし、雇用保険法及び健康保険法は2点以上)である者
② 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目4点以上である者(ただし、労働及び社会保険に関する一般常識は3点以上)である者
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。
- (2) 配点
① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	⑬	⑩	⑬	⑤	⑥	A	E	C	C	C	D	B	C	E	C